No. 161

	職種	勤務形態	応募資格(必要な資格)				
J	相談員・支援員・専門員	パートタイム	・児童生徒に寄り添い支援できる者 ・教員免許等の資格は不要だが、学校 等における子供への指導・支援の経験 のある者が望ましい				

発達障害等の困り感を持った児童生徒に対して、個に応じた教育支援や学校の実情に応じた支援を行う。
・授業中の学習支援と学校生活での生活支援
・給食指導支援
・発達障害などによる特別な支援を要する児童生徒への個別の支援
・放課後や長期休業中の補修支援、相談室登校、不登校の児童生徒への支援等

									1			
雇用	開始日	令和	8	年	4	月	1	日	4		間は条	件付
期間	終了日	令和	9	年	3	月	31	日	採用とな	よります	0	
勤 務 日		月曜日から金曜日										
1日の勤務時間		午前 8	時	0	分	から	午後	4	時	30	分	まで
		うち	5	時間	以内				日及び勤 変更する場			の指定
週の勤務時間		25	民	間								
休憩時間		45	分									
糸	合料•報酬	時給		1,263		円	から					
【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給												
Ż	社会保険	健康保険	ול	八	厚生	年金	加入		雇用	保険 加入		入
週	週休日 ( 土曜日、日曜日 ) 週休日・休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月28日 から 令和9年1月3日 まで											)
15	就業場所	場 所 市内各小中学校(19校)のいずれかに配属										
	3027-3171	住所	市内	18 ( 1. 40 = 4	/ <b>D</b>   :	* <del>*</del> 1 *	·> 7 — 1	LS+ 11+				
・勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがあります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置。 及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関 法律(令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特 犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力 法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条 一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪 科の有無を確認いたします。									関する 特定性 防止 た件の			
・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額とも・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規にき支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変勢る可能性あり											こ基づ 、年度	
F	問合せ先	所管課	<u>-</u>	学校教育	課 学校教育係			電	話	0547-36-7955		